

8 その他よくある質問

制度について	
Q1 申請後、就学支援金はいつ領受け取れますか？	A1 就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。就学支援金の支給が認定されると、国から東京都教育委員会を経由し、学校に対して直接交付されます。 支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を納めていただく必要はありません。
Q2 誤って不申請意向の提出を行いました。これから申請すれば、遡って支給できますか？	A2 申請は可能ですが、手続を行った当月又は翌月から支給対象となります。遡っての支給はできません。
Q3 親権は両親にありますが、子供は祖父の扶養に入っているため、祖父の所得を確認できる書類を提出すればよいですか？	A3 あくまでも親権者の所得が審査対象となりますので、この場合、親権者である両親のマイナンバーカード等の所得を確認できる書類を提出してください。
Q4 就学支援金の申請をしませんでした。父母が離婚したことで世帯の所得状況に変更がありました。就学支援金の支給は受けられますか？	A4 離婚や死別等により、親権者が2人から1人になった場合、1人分の親権者の所得で審査を行います。所得状況に変更が生じた場合、学校に連絡してください。
Q5 就学支援金の支給を受けましたが、養子縁組等により親権者の数が増えました。どのような手続が必要ですか？	A5 親権者が増えた場合、新たな親権者の構成を基準に、所得の状況で審査する必要があります。 新たな親権者のマイナンバーカード等の所得確認書類を学校に提出してください。
Q6 休学をする場合に手続は必要ですか？	A6 休学する期間については、授業料は課されませんので、就学支援金の支給も停止します。休学に関する手続と併せて、就学支援金の停止手続を行ってください。復学の際に、支給手続を行うことで、就学支援金の支給も再開できます。手続については、学校の経営企画室にお問い合わせください。
Q7 自営業なのですが、確定申告の必要はありますか？	A7 自営業の方で確定申告を行っていない等の理由により、お住まいの区市町村が税情報を保有していない場合、マイナンバーによる税額の取得ができないことがあります。控除対象配偶者等一部の場合を除いて、自営業の方はあらかじめ税の申告を行ってください。

オンライン申請について

Q1 ユーザID・パスワードを忘れてしまったのですが、再設定を行うことはできますか？	A1 ユーザIDは一度登録が完了すると変更できないため、ログイン画面の「ユーザIDをお忘れの方」から再照会を行ってください。また、パスワードはログイン画面の「パスワードをお忘れの方」から再設定できます。 なお、ログイン時にパスワード入力を3回失敗すると、60分間のログイン及びパスワードリセットを行うことができなくなります。
Q2 学校から配布された「都立高校オンライン電子申請システム利用開始情報通知書」で入力を進めると、「認証に失敗しました」というエラーが出て先に進めません。	A2 入力内容に誤りがある、または既にユーザIDが登録されている場合にエラーが表示されます。ユーザIDを登録済の場合は、QRコードを読み込んだ後、画面右上の「ログイン」からログイン画面にお進みください。

9 提出日・提出方法・問合せ先

提出日・提出方法	提出日・提出方法は、学校で別に指定します。
問合せ先	不明な点については、学校の経営企画室にお問い合わせください。
就学支援金制度の詳細や法令は、東京都教育委員会及び文部科学省のホームページでも案内しています。	

東京都教育委員会
令和7年度 第33号

リサイクルマーク
このマークは、印刷・製本時に
リサイクル紙を使用しています。

令和7年度高等学校等就学支援金支給手続のお知らせ 第2回申請
(7月以降分)

就学支援金は、生徒の保護者の所得に応じ、**授業料が無料**になる国の制度です。
就学支援金の申請は**原則オンライン**にて受け付けます。
以下の案内をご確認の上、お手続きをお願いいたします。

1 就学支援金とは

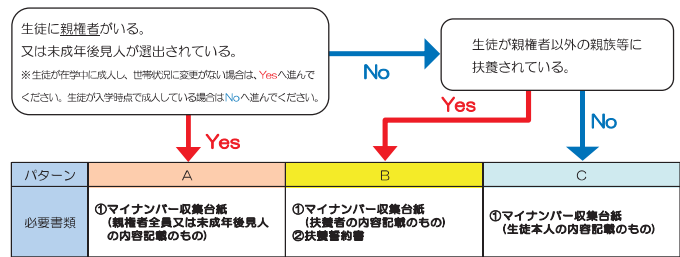
おおよその年収が910万円未満の世帯について、保護者に代わり、国が授業料を東京都（学校）に支払うことにより**授業料が無償化**される国の制度です。

【参考】高校生等臨時支援について
新入生の就学支援金第1回申請（4月～6月分）又は在校生の 令和6年度 就学支援金第2回申請（7月以降分）が所得要件により不認定となった場合、 令和7年度就学支援金第2回申請（7月以降分）と国の制度である高校生等臨時支援（以下「臨時支援金」という。）を申請いただければ、授業料が無料となります。 就学支援金と臨時支援金の申請手続の流れについては、「都立高校等における令和7年度の授業料無償化の申請手続について。」のリーフレットをご参照ください。

2 手続の流れ

STEP1	《オンライン申請システムでの申請》 ①以前に登録していたログインID・パスワードでログインします。 （オンライン申請システムでの申請が初めてのの方は学校から配布された「システム利用開始情報通知書」により、ログインIDの作成・生徒情報登録を行います。） ②オンライン申請システムにて、就学支援金の受給資格認定申請を行います。 なお、就学支援金を申請しない方も、オンライン申請システムにて、不申請意向確認の提出が必要です。 ログインIDは一度登録すると変更できません。忘れないようにしてください。 また、ログインの際は、毎回、確認コードが登録メールアドレスに届くため、変更予定のないメールアドレスを使用してください。 申請はこちら オンライン申請システム マニュアルはこちら 操作マニュアル
STEP2	《必要書類の提出》 申請者によって必要な書類が異なります。 詳しくは「3 必要書類フローチャート」をご確認ください。 「4 操作マニュアル・動画」をご参照ください。

3 必要書類フローチャート



書類の提出方法

以下のとおり、作成したマイナンバー収集台紙を白封筒及び青封筒に封入し、学校の経営企画室にご提出ください。（**既に提出された方は提出不要です。**）



- ※ **マイナンバー収集台紙の作成方法は、マイナンバー収集台紙の裏面を確認してください。** マイナンバーカードの写しのほかに、マイナンバー付住民票の提出も可能です（国内に住所を有する方は全員マイナンバーを有しています。）。
- ※ 必要書類は、申請日時点で有効であるものを提出してください。
- ※ **マイナンバー収集台紙以外の書類がきまれる場合は、白封筒には封入せずに、青封筒に封入してください。**
- ※ やむを得ずオンライン申請ができない方、またはマイナンバーを提出できない方は、学校の経営企画室にお問い合わせください。
- ※ マイナンバー収集台紙を提出後、税情報取得できない場合、別途課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

【提出された個人情報の取扱いについて】

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い厳格かつ適正に管理します。
また、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督を行います。
提出されたマイナンバーは他の就学支援事業（東京都立学校等給付型奨学金、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金、東京都立学校等学び直し支援金）に利用する場合があります。あらかじめご承知おきください。

以降は、就学支援金制度の詳しい説明や、よくある質問を掲載しています。

4 就学支援金の具体的な審査基準

以下の審査基準を満たす世帯が該当します。

支給対象となる世帯（審査基準）	「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が 30万4,200円未満の世帯
-----------------	--

- ※ 年収目安は世帯構成員等によって変動します。
- ※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。
- ※ 早生まれ（生年月日が平成21年1月2日から同年4月1日までの間をいいます。）の生徒を扶養している場合は、保護者1名の「区市町村民税の課税標準額」から33万円を減じて計算します。
- ※ 過去に高等学校に在籍したことのある方は、在籍年数等によって支給対象とならない場合もあります。
- ※ 上記審査基準を満たさない場合でも、保護者等の事故、病気、失職、災害等の**家計急変**により収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たすと認められる世帯は、就学支援金の適用が受けられる場合があります。

課税標準額、調整控除の額はマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。

※マイナンバーカードが必要です。

5 就学支援金の具体的な支給額や支給対象の例外

授業料（支給額）			
全日制	定時制	定時制（単位制）	通信制
月額 9,900円	月額 2,700円	1単位につき ※ 1,740円	1単位につき ※ 336円

※ 履修登録を行った単位数が就学支援金の支給対象となり、年間30単位（通算74単位）が支給上限です。なお、支給上限を超過した履修単位数に係る授業料は、別に免除申請を行うことができます。

■ 支給対象とならない方

- (1) 高等学校等を卒業又は修了したことがある方
- (2) 高等学校等に在学した期間が通算して（転学等の場合を含む。）、全日制課程の場合は36か月を超える方、定時制及び通信制課程の場合は48か月を超える方

6 申請後のスケジュール

対象	今後の予定
就学支援金を申請された方	本年度内に審査結果を郵送します（審査状況により遅れる場合があります。）。
就学支援金を申請しない方	本年9月以降、「授業料納入通知書（7月～3月分）」を郵送します。 納入通知書に記載されている納付期限までに授業料をお支払いください。

7 申請上の注意点

- (1) 一度提出した書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、写し（コピー）を提出してください。提出の際は、氏名やマイナンバー等の文字が鮮明に分かるように複写してください。
- (2) 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めないため、親権者又は未成年後見人がいないものとみなし、必要書類を提出してください。
 - ①一時的に親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- (3) 所得確認の対象となる方が日本国内に在住していない等の理由により、マイナンバーを有していない場合はマイナンバー収集台紙の提出は不要です。
- (4) 税の申告を行っていない場合、マイナンバーで所得確認ができず、審査が行えない場合があります。**必ず事前に個人住民税の申告を行ってください。**
所得確認ができない場合、別途区市町村等への税の申告等を求める場合があります。
- (5) 一度オンライン申請を行うと、学校で申請内容の確認が完了するまで、申請情報の修正・再申請を行うことができません。やむを得ず修正・再申請が必要な場合は、学校の経営企画室までご連絡ください。
- (6) 就学支援金の申請内容の確認については、**東京都教育支援機構（TEPRO）**に業務委託しています。このため、当該事業者から確認で連絡をさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。